

平成19年度 NGO・外務省定期協議会

第2回連携推進委員会

平成19年11月2日（金）

外務省南庁舎8階893号室

午後3時04分開会

◎高橋（秀）（総合司会・国際協力NGOセンター） それでは、NGO・外務省定期協議会第2回連携推進委員会を始めたいと思います。

まず、本日はNGO側が司会をすることになっておりますので、私、JANICの高橋が司会を務めさせていただきます。

開会の挨拶をいただく前に、手短にお名前と所属の紹介をしていただきたいと思います。五月女大使からお願いします。

○五月女（外務省参与・NGO担当大使） 皆様、こんにちは。本日は、ようこそおいでいただきましてありがとうございます。私は、外務省参与でNGO担当大使を務めております五月女です。後ほどご挨拶申し上げます。

○寒川（民間援助連携室） 民間援助連携室長の寒川です。よろしくお願いします。

○鈴鹿（民間援助連携室） 民間援助連携室の鈴鹿です。よろしくお願いいたします。

○高根（民間援助連携室） 同じく民間援助連携室、高根と申します。よろしくお願いします。

○石原（民間援助連携室） 同じく石原と申します。よろしくお願いします。

●柳澤（日本モンゴル親善協会） 日本モンゴル親善協会の柳澤と申します。

●並木（日本モンゴル親善協会） 同じく並木と申します。

●大内（トランス・ペアレンシー・ジャパン） NPO法人のトランス・ペアレンシー・インターナショナル・ジャパン、大内と申します。よろしくお願いいたします。

●七條（JHP・学校をつくる会） JHP・学校をつくる会、七條と申します。よろしくお願いいたします。

●金谷（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン） セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの金谷と申します。よろしくお願いします。

●下澤（国際協力NGOセンター） 国際協力NGOセンターの下澤です。よろしくお願いします。

●青木（石井連携推進委員代理・シェア=国際保健協力市民の会） シェア=国際保健協力市民の会の青木と申します。石井委員の代理で参加させていただきます。よろしくお願いします。

●藤野（関西NGO協議会） 関西NGO協議会、藤野です。よろしくお願いします。

●大橋（国際協力NGOセンター） 国際協力NGOセンター（JANIC）の大橋です。

よろしくお願いいたします。

●野田（名古屋NGOセンター） こんにちは。名古屋NGOセンターの野田です。よろしくお願いいたします。

◎高橋（秀） JANICの高橋です。よろしくお願いいたします。

●米山（農業・農村開発NGO協議会） 農業・農村開発NGO協議会の米山です。よろしくお願いいたします。

●高松（ジャパン・プラットフォーム） ジャパン・プラットフォームの高松です。よろしくお願いいたします。

●佐藤（農業・農村開発NGO協議会） 農業・農村開発NGO協議会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

●筒井（シャプラニール市民による海外協力の会） シャプラニール市民による海外協力の会の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

●田所（カリタス・ジャパン） カリタス・ジャパンの田所です。よろしくお願いいたします。

●坂（ワールド・ビジョン・ジャパン） ワールド・ビジョン・ジャパンの坂と申します。よろしくお願いいたします。

●堀江（難民を助ける会） 難民を助ける会の堀江と申します。よろしくお願いいたします。

●柚山（ジョイセフ） ジョイセフ及びG I 懇談会事務局の柚山と申します。よろしくお願いいたします。

●勝部（ジャパン・プラットフォーム） ジャパン・プラットフォームの勝部と申します。よろしくお願いいたします。

○藤本（評価室） 外務省評価室の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○紀谷（国際平和協力室） 国際平和協力室の紀谷と申します。よろしくお願いいたします。

◎高橋（秀） 後ろのほうに座られている外務省の方々、お願いします。

○田付（民間援助連携室） 外務省民間援助連携室の田付と申します。よろしくお願いいたします。

○廣田（民間援助連携室） 同じく民間援助連携室の廣田と申します。よろしくお願いいたします。

○堀内（総合計画課） 外務省総合計画課の堀内と申します。よろしくお願いいたします。

○坪田（民間援助連携室） 外務省民間援助連携室の坪田と申します。よろしくお願いいたします。

●宮下（国際協力NGOセンター） JANIC事務局の宮下です。よろしくお願ひします。

●太田（国際協力NGOセンター） 同じくJANIC事務局の太田と申します。よろしくお願ひします。

◎高橋（秀） どうもありがとうございます。

それでは、開会のご挨拶を五月女大使からお願いしたいと思ひます。よろしくどうぞお願ひします。

●五月女 皆様、こんにちは。私は、この会を非常に楽しみにしておひます。日ごろはなかなかお目にかかれぬ方々と久しぶりにお目にかかれていろいろとお話がかけて、大変に楽しみにしておひます。

私事ですけれども、実は、今月11月で、NGO担当大使を拝命してからちょうど5年になりました。その前に私は、アフリカのザンビア大使、マラウイ大使を終わって日本に帰ってNGO担当大使を命じられまして、早いものでもう5年です。皆様に非常にご協力いただきましてこれまでやってこられたことを感謝申し上げます。それだけ、プライベートなことですが、ちょっと申し上げます。

実は、今年ももうすぐ終わってしまうわけですけれども、来年の2008年はいろいろなことが起こる年でありまひます。皆様ご承知のように、来年はうるう年でありまして、うるう年というのはいろいろなことがありまひます。まず、アメリカ大統領選挙は必ずうるう年に行われるということで、世界で一番強い国のリーダーが交代するか再任するかという大きな影響を持つ年です。さらに、オリンピックが行われる年でありまして、北京オリンピックは環境問題もいろいろ取り沙汰されているようなこともあり、注目される年でありまひます。

また、ほかにはG8サミットが北海道で行われることと、その2カ月前にTICAD IVが横浜で行われるということで、来年は、環境問題、地球温暖化問題、あるいは世界の政治が変わるかもしれないといったようないろいろなことが起こる年ですので、我々もいろいろと真剣にそれに取り組んでいかななくてはならないと思ひておひます。

実は、先日、ゴア前アメリカ副大統領がノーベル平和賞をお受けになりました。世界中に地球温暖化の危機を説いて回って大変高い評価を得たわけですけれども、ご承知のように、今から7年前の2000年の11月のアメリカ大統領選挙におきまして、ゴア民主党候補は53万7,000票の差をもってブッシュ候補に勝利したにもかかわらず、アメリカの選挙制度に基づき、各選挙人数において4票負けて大統領の座に着くことができませんでした。こ

れがその後どのようになったかということは何とも申し上げられませんが、世界の政治が変わってしまったかもしれない、あるいは、いろいろと違った経緯をたどったかもしれないというくらいに、アメリカの大統領選挙の結果は世界に大きな影響を及ぼすのではないかと考えております。

「もし」ということを歴史上言うことができれば、ひょっとしたら、京都議定書に早々とアメリカは参加してくれたかもしれないとか、イラク戦争その他のこともいろいろありますけれども、いずれにしても、来年は、そういったこともありまして、世界が動く年になるかもしれないということがあります。

来年は、ご承知のようにTICAD IVがありまして、アフリカに関係するNGOの方々も取組みを進めていらっしゃると思いますし、また、G8に向けても、NGOの方々、政府双方でも、それに向けての準備をするということが行われます。

ご承知のように、残念ながら日本のODAは年々減少しております。何とか増やしたいという努力を外務省として、しておりますけれども、それがなかなか達成できない。ODA自体が下がっている比率以上にアフリカに対する支援も減っているということは、残念なことです。

そんな中、減ってしまったODAをいかに効率的に使っていくかということが我々に求められていることではないかと思います。ご承知のように、ODAは、世界一であったものがだんだん下がりまして世界第2位。近々、第5位になってしまうかもしれないと言われる中で、我々は、小さくなったODAをいかに効率的に使っていくかということを考えなければなりません。日本のODAは世界1位とか2位とか言っていましたけれども、実は、1人当たりのODA負担額としては世界の先進国22のうちの18位であって、決して日本は高くない。一番高いルクセンブルグに比べると1人当たりの負担は8分の1です。そして、北欧諸国と比べても5分の1か6分の1であるということで、日本は思っているほどには途上国に対して支援をやっていないのではないかと考えます。

日本人の思い込みをODAのことで申し上げましたけれども、例えば今、患者さんのたらい回しということで問題になっている件があります。日本のお医者さんの数は先進国で最低で、日本は人口1,000人当たり2人しかお医者さんがいない。EU諸国は1,000人当たり4名いるわけですから、EU諸国は日本の2倍のお医者さんがいるということで、日本人はこういったことに気づかないといけない、思ったほどではないということに気づかなければいけないのではないかと思います。

また、男女格差にしても、格差のない社会は北欧諸国が上のほうを占めておりまして、日本は格差があるほうに入っていて79位です。こういったこともいろいろ考えると、日本という国は、決して弱者に対してやさしいとは言えない状態になってきているのではないかと。途上国に対して、あるいは、患者さんとか女性、身体障害者その他に対しても、決して日本人が思っているほどではないということを考えなければならないのは極めて残念なことだと思います。

しかし、このように小さくなっていくODAを我々は増やす努力をしておりますけれども、同時に、これを効果的に使わなければならないことを感じます。私は、戦後、日本が国際社会から受けた援助を、当時の日本人は、効果的、効率的、透明性という3つのモットーによって援助を受けたわけですが、この効率的、効果的、透明性を持つてというのは、援助をする側にとっても、援助を受ける側にとっても非常に大事なことであり、思っております。

私は、日本が行う国際貢献は、やはりオールジャパンとして、NGOの方々と政府が一緒になって連携し合って、協力し合って、そして透明性を持って実施することが必要であって、そこによって協働して誕生するプログラムをより良くそれを遂行していくことがこれからも期待されることではないかと思っております。

そんなこともありまして、きょうは非常に大事な日ですし、より建設的な議論が行われることを期待しております。2時間少々ですが、ぜひ皆様の活発なご意見を期待いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎高橋（秀） どうもありがとうございました。毎回、五月女大使からは大変示唆に富むお話を承っております、今回もどうもありがとうございました。

それでは、「報告事項」から入りたいと思います。

本日は、報告事項が全部で8つ、協議事項が1つあります。したがって、時間で割ると1項目について約10分という計算になりますが、できるだけ効率よく進めさせていただきたいと思っております。

それでは、報告事項の1「平和構築分野の人材育成におけるNGOとの連携」、よろしくお願いたします。

○紀谷 改めまして、国際平和協力室の紀谷と申します。NGOとの連携を平和構築分野の人材育成でも進めたいということで、今回ご報告させていただきます。この場あるいは今後、ぜひフィードバックをいただければと思っております。

この件については、別途、全体会合の場でそれまでの進捗についてご報告したことがありますが、その後、若干の進展がありました。お手元に、4ページの横長の資料をお配りしております。この事業は、9月15日に国内研修が広島で始まり、2ページ目に写真つきで説明してあるように、日本人15名、アジア人14名が広島で寝食をともにして研修を行いました。

その結果、その次のページにありますように、1つは、関係団体機関や国際NGOとの共同修了証も出しています。さらにその次のページにありますように、海外実務研修に昨日から順次研修員が出発しています。

以上が、今年度の取組みの直接状況です。次に、特に今後連携が可能ではないか、むしろご相談したいという点が3点あります。

1点目は、アドボカシー（提唱活動）・広報におけるNGOとの連携です。人材育成を起点に、平和構築の重要性、人的貢献を行うことについての重要性を、より広く国民に分かってもらい、多くの人に参加してもらおうということが一つの大きな要素になると思います。そこでは、まさにNGOの方々が興味を持っているところだと感じております。政府としてこの事業を実施しますが、ぜひ、さまざまな方策でこの平和構築の重要性について訴える様々な取組を政府とNGOが協働して行っていければと思っております。

具体的には、次の大きなイベントとして、海外に出た研修員が戻ってくる来年3月に、締めくくりとしてのシンポジウムを開催予定です。そこでは、日本ならではの国際的に付加価値のある内容を英語で発信すると同時に、幅広い国民に向けて平和構築の重要性に関するメッセージを、TICAD、G8サミットが開催され、さらには我が国が国連平和構築委員会議長国を引き続きつとめている来年に力強く発信できればと思っております。そのような場で、グローバルフェスタまでの規模にはならないかもしれませんが、会場として予定しているUNハウスで、アウトリーチイベントやブース等々も含めて、NGOの方々とどのように協力できるか検討を始めたところでもあります。ぜひお知恵をいただきながら、それを現実のものとしていきたいと思っております。

2点目は研修面での連携です。これは2つありまして、1つは研修員の派遣。初年度はいろいろと組織的な連携の可能性を模索しましたが、研修員は個人個人の研修申請だけにとどまりました。もし、NGOの方々、あるいは、NGOネットワークとしての研修員の派遣が組織と連携してできれば、NGOの人材育成にとっても非常に有益ではないかと思っております。今後も考えています。来年度については、今、財務折衝中ですが、基本的に

は同じ規模で行いたいと思います。パイロット（試験的運用）2年目ということで、2年目はよりうまくできれば良いと考えております。

研修面での連携の第2は、研修カリキュラムにおけるNGOの方との協力です。実際、今年は日本のNGOの方2つ、具体的には、JMASとJCCEPに、アジア人の研修員を受け入れていただいています。場所はいずれもカンボジアです。もし、皆様の中で、平和構築分野での活動で、日本人あるいはアジア人にぜひ伝えて連携してネットワークを広げたいというお考えのところがありませんでしたらお教え下さい。今年度はある程度幅広く声をかけながら、手を挙げたところをお願いしましたが、来年度もそういう可能性についてご検討いただければと思っております。

第3の連携の可能性は、就職支援における可能性です。ODAの額が増えて、その機会が皆さんにとって増えることが一番だと思いますので、それはぜひご支援いただきたいと思います。JICAなどの既存のパートナーや、情報の共有・支援を中心としたものに加えて、平和構築分野にある程度絞った形で、政府・実施機関・国際機関・NGO・研究機関等、あるいは場合によっては企業も含めた、平和構築分野でのクリアリングハウス（情報共有、交換の仕組み）なおかつ具体的な就職のためのさまざまな便宜を図るような仕組みを、今後立ち上げでいわば望ましいと思っております。その中には、当然、NGOの中での活躍も含まれると思いますので、具体化しながら、どういう形でキャリア面での連携ができるかということをご相談したいと思っております。

以上3点を中心に、ぜひ、今年度はパイロット初年度ということで、今後、具体的にご相談をしたいと思っております。私に連絡を下さればいつでも時間をとってご相談したいと思っておりますので、個別NGOの方でも、ネットワークの方でも、お話をいただければ、ぜひご相談したいと思っております。

以上です。

◎高橋（秀） どうもありがとうございました。

この「平和構築分野の人材育成」に関して、内容等について何かありますか。

（発言なし）

◎高橋（秀） それでは、特になさそうですので次に移りたいと思います。

2番目として、「NGO／外務省合同評価について」、お願いいたします。

●野田 簡単に説明をさせていただきます。名古屋NGOセンターの野田です。皆様ご存じのとおり、NGOと外務省で合同評価をさせていただいております。本年度



は実施せずということでしたが、1997年に始まって、2006年まで、足掛け10年になろうかと思  
います。その中で、さまざまな形の評価をしました。例えば、フィリピンの教育セクター等  
国別のセクター評価、近年であれば、日本NGO支援無償等のスキームの評価があります。私  
も合同評価には参加させていただいたのですが、NGOとしても学ぶところも非常に多かつた  
ですし、また、外務省と、こういう会議室での協議だけではなくて一緒に現場で評価をさせて  
いただくことを通じて学びあい、より一層相互理解も深まったのではないかと考えております。  
大変お世話になりました、ありがとうございました。

そこで、お伺いしたいのは、先ほどの大使のご発言にもありましたとおり、評価は、援助の  
効果や効率性を高めたり、透明性を確保したりする上で大事なものだとして認識しているわけ  
ですが、どうもこれまで行ってきた合同評価の分析の結果や提言が具体的にどのようなわが  
国の国際協力に活かされているかが、私どもNGOにとってはわかりにくいということです。  
何しろ10年にも及ぶ合同評価ですから、今日この場で一つずつの評価についてご説明いただく  
というわけにはいかないと思いますけれども、全体としてどういった形で生かされているのか、  
ないしは、これから生かしていただけるのかをお話を伺えればと思い、提案させていただきま  
した。

以上です。

◎高橋（秀） どうもありがとうございます。

この点に関して、外務省から何かありますか。

○藤本 外務省評価室の藤本と申します。本来であれば、きょうは上席専門官が出席する  
はずだったのですが、出張中でありまして、私が代理で発言させていただきますことをお  
許してください。

NGOとの合同評価は、当省としても有意義だと考えておりまして、前向きに実施した  
いと思っております。ただ、今、評価室全体の予算が毎年削減傾向にありまして、来年度  
については、今、予算の査定の作業が終わらないと、できるかどうかは何とも言えない状  
況ですが、できるだけ前向きに実施していきたいと考えております。

それから、国別援助計画をつくるときにNGOからも意見を聞く場を設けておりますの  
で、そのような場にも利用していただいて意見を出していただければと思います。

それから、去年は、NGOとの合同評価で、セクター別合同評価ということでタイの保  
健分野の合同評価を、国際協力NGOセンター（JANIC）と、名古屋NGOセンター  
の方に参加していただいて実施いたしました。その結果については、今後の国別評価のと  
きに、反映させていただきたいと思っております。

同じように、これまでに行いました合同評価についても、国別評価や重点課題別評価を  
当省で行う際に生かしていきたいと考えております。

また、これまで実施した評価はすべて、NGOとの合同評価を含めてホームページに掲載しております。報告書は和文と英文をつくっているのですが、関係各課や在外公館にも配布しております。

あと、これは合同評価ではないのですが、当省が第三者評価を依頼しているODA評価有識者会議がありまして、そこには必ずNGOの代表者に参加いただいております。このNGOの代表者が毎年1件程度、国別評価もしくは重点課題別評価を実施し、NGOの視点を反映させていただいております。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について何かありますか。

●野田 確認させていただきます。

最初に、外務省としては、NGOと合同評価をすること自体を有意義と考えていらっしゃるということで、改めて御礼を申し上げます。先ほど申し上げましたように、私どもも外務省と同様、合同評価は大変意味のあることと考えております。予算が大変ということはいくぶん存じ上げておりますが、NGOとしては、別の機会にも申し上げておりますとおり、評価だけではなくてODA予算全体が増えることを祈っておりますし、また、そのように働きかけもしておりますので、より質の高い国際協力への関心が高まる中で合同評価も再開されるとよろしいのではないかと希望しております。

2番目に、今後、国別評価ないしは重点課題別評価等で反映をしていただけるということで了解いたしました。機会を見て、要所要所で合同評価が、国別評価や重点課題別評価、そしてわが国国際協力の国別計画や重点課題といった政策にどのように反映をさせていただいたかについて、こういった場で賜れば幸いです。よろしく願い申し上げます。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、3番目に移ります。「2008年G8サミットNGOフォーラムについて」、お願いいたします。

●大橋 JANICの大橋です。このように進んでいるということ、今日来てくださっているNGOの方及び外務省の方、ご存じの方とご存じではない方がいらっしゃいますので、簡単にシェアをさせていただくというセッションです。

この1月に、ある意味でJANICが中心的な呼びかけの役割を担って、100団体ぐら

いのNGOが集まった2008年G8サミットNGOフォーラム、この9月までで、いわゆる1期を終えて、新たに2期を、この10月から来年解散するまでという形で発足しました。皆さんのお手元にこういうパンフレットが行っていると思いますが、これは1期からのパンフレットなので、変わった点は間に挟み込んである紙に書いております。

これまでに何ができてきたかという点、1期は、環境ユニット、人権・平和ユニット、貧困・開発ユニットの3つのユニットで、多分、ここにいらしている方は貧困・開発ユニットの方が一番多いと思いますけれども、この3つのユニットで、基本的にポジションペーパーといいますか、ポリシーペーパーでもいいのですが、私たちは、G8サミットに向けて、NGOとしてはこういう考え方、主要な課題をこう考えているよと。これをぜひ政策レベルに反映させてくださいということをつくりました。

今日はそれはお配りしていません。というのは、まだ3つのユニットから出てきて、厚いものと薄いもの、特に環境ユニットなどは、今後の12月のバリ会議の結果を得て内容を変えていきますので、必ずしもまだ全部が同じレベルにそろっているわけではなく、いろいろなものがまだ並んでいる状態です。

そのどれもが大事ですけれども、外務省や首脳に聞いていただくためにはフォーカスしていかなければいけないし、日本政府もフォーカスされている段階だと。これに合わせていろいろな紙を変えていく形になるのだろうと。一致して進むのか、違いが出てくるのか、それは今後のプロセスの段階です。そのポジションペーパーは今日お持ちしていませんが、このフォーラムのホームページに載っておりますので、ぜひどうぞダウンロードして読んでいただきたいと思います。これを今後どのようにしていくかは、今、話し合っている最中です。

第2期になる際に、もちろん選挙がありまして、同じような白い追加の紙ですけれども、役員選挙で、世話人会というものと、各ユニットのリーダーと副リーダーが選出されました。これはほぼ全員同じ人が選ばれておりますし、今後はプロジェクトができてくると考えています。

第2期目のキックオフとして、10月14日に国際シンポジウムで、南アジアの方とかアフリカの方などに来ていただいてご意見をいただく形でした。やはり100ぐらいのNGOが参加しました。

今度はプロジェクトのところですが、「プロジェクト・チーム」というところを見ていただくと、ポジションペーパーは出来上がりました。来年4月、5月に、関西で、過去数年のG8サミットの、定形化してきているのですけれども、Civil G8が開催されるであろうということになっていまして、これは外務省がある程度資金的な支援をしてくださるのではないかとこの予想のもとで話を進めておりますけれども、まだ具体的なことは詰まっています。大雑把に言えば、300とか何百かのお客さんがいて、日本のNGOとか、海外からも数十のNGOの方がお見えになって、ラウンドテーブルでシェルパの方とお話

をされると。それを回りで見守って、それで意見交換していくことが行われるであろうと想定しております。

それから、オルタナティブサミットというのは、北海道にもこれを迎える市民フォーラムができていますので、そこと協働でオルタナティブサミットやピースマーチなのか、どういう形になるのかわかりませんが、幾つかの行動が予定されております。それも一部は共催していく。

それから、今お願いしているのは、10月25日に国際協力局長さんや審議官とお会いすることができましたけれども、シェルパあるいは**バイス**シェルパの方と定期的な協議をさせていただきたいというお願いをさせていただいておりますし、それがCivil G8にも一つには結節していくと。Civil G8のときぐらいまでに政策提言を出さないと、あまりそれほど効果がなくなって、あとはデモンストレーション効果になっていくと考えております。

あと、キャンペーン、その広報、マスコミ対応等、どこまで細かく全体でやるのか、ユニット単位でやるのかということを含めて今検討中ですが、主な活動項目はそういう形で、来年に向けてマスコミの注目もだんだん高まっていくとおけれども、こういう形で動いているということで、日本のNGOは100ぐらい、繰り返しますが、貧困・開発だけではなく、異分野のNGOも入って結集した試みであることをご了解いただければと思います。

以上です。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点に関して何かありますか。

○寒川 特にコメントというほどのものではありませんが、G8サミットについては、国際協力局が主管ではないのですが、経済局との間で、今後、意見交換が行われるものと私どもは想定しております。

実は、先般、G8のサミットとTICAD IV、これは来年開催されるわけですが、それに向けて、特に開発課題、開発分野における意見交換の場を国際協力局幹部とNGOの方々、特にG8サミットフォーラム及びTICAD市民社会フォーラムが中心となっているTNネットの方、それから、外務省とNGOとの定期協議の代表者の方を招いて意見交換をさせていただきました。

詳しい内容について話すつもりはありませんが、TICADにしても、G8にしても、まだまだ一般の市民に浸透していない。テレビ等の報道でもそんなに活発に出ているわけではないので、そこは、外務省サイドにしても、あるいは、NGOからも、ぜひ、広報の面を

強化していくことが極めて大事であると思っている次第です。

G 8 サミットにおいては、TICAD IVの結果を踏まえたものも議論されることになるでしょうから、そういう意味では、G 8、TICAD IVについても、お互い、NGOの方々とともに広報に努めていきたいと思っている次第です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

どうぞ。

●大橋 広報の協力が具体的な形で考えられるならば議論させていただきたいと思います。必ずしも寒川さんのところではないかも知れませんが、外務省にご尽力を頂きたいことがあります。G 8 サミットの際、プレスセンターが会場からちょっと離れたところに置かれると思うのですが、そこへのNGOのアクセスの確保をお願いしたい。要するに、いろいろな情報が会場から出てきますので、アドボカシー的な意味で、NGOとしては情報なるべく早く手に入れて、そこに分析を加えてコメントを加えてアピールするというプロセスが市民社会のもう一つの大きな役割だと思いますので、その実現をしていただけることにご協力いただけるとありがたいと思っております。それは追加でお願いいたします。

◎高橋（秀） それでは、今の点については、そういうことでお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

4番目に「『草の根人間の安全保障支援無償』への日本NGOの連携推進」について、報告をお願いいたします。

○松浦 皆様、こんにちは。無償資金技術協力課の松浦です。

この議題につきましては、前回、前々回、NGO側からご提案をいただいて、2回ご説明いただいたということを踏まえて、今回、提案のご趣旨については改めてご説明いただくか、私から我々の考えを説明させていただくということによろしいですか。

◎高橋（秀） そうですね。前回ご説明いただきましたので、今日ご報告いただきたい点は、現時点での進捗状況についてお教えいただければありがたいと思っております。

○松浦 承りました。

前回、前々回ご提案いただきました内容は、私どもの理解が正確でなければ訂正をお願いしたいのですが、私どもがやっております「草の根人間の安全保障無償」のプロジェクトに関連して、そのプロジェクトを具体的に抽出した上で、NGOと外務省が共同の事後評価調査団を出す。そして、その報告書をまとめる。そういう案件、そういうこと

を提案いただいたということですが、それは正確ということでしょうか。

●大橋 提案させていただいたのはJANICの大橋ですが、必ずしも事後評価でなくてもいいわけで、最終目標としては、現地の市民社会、NGOにかかわるところに日本のNGOも、かかわっているところはあれですが、何らかの形で関与を深めて、日本のNGOも成長していく、現地に対する理解も深まっていく、それがNGO側も、外務省の側もということが着地点です。その入り口として私が提案したのは、2つでも3つでもいいけれども、事後評価でもいいけれども、全体のプロセスのレビューでもいいかなと。もちろん、1件1件のプロジェクトの評価ではなく、どういうところが選ばれて、どういうところが選ばれなかったかとか、金額が適正かとか、スキームに対するあれでもいいですし、人材はそれで十分かとか、お金の使い方というような、そういう評価にとどまらず、もちろん評価であっても構わないけれども、そういうことを入り口にして、今後どのように協働関係を深めていったらいいかという第一歩にしませんかというのが提案の主旨でした。

○松浦 わかりました。では、我々のほうで検討させていただきました、現時点での考え方をご説明させていただきます。

若干、読み上げの方でご説明させていただきます。

草の根無償資金協力制度をより一層効率的、効果的に利用すべきとの指摘は、これまででも会計検査院や国会等からもありますので、そういうものを踏まえつつ、これまで、現地で国際協力に知見のある日本人あるいは在外公館が契約を行う草の根外部委嘱制度を利用するなどして、実施体制及びフォローアップ体制、この双方の強化を図ってきたところでは、

草の根無償資金協力制度の、いわゆるスキームの評価につきましては、これまでも既に、ガーナ、ナイジェリア、ボリビアにおいて第三者評価を実施してきており、その結果、提言等については一部制度の改善に取り入れるよう努めているところです。今後とも、このような取組みについては続けていく所存であり、加えて、会計検査院による実地検査も、これらの国に加えてほかの各地で行われてきているところです。

さて、前回、前々回、この連携推進委員会の場でありました、NGOと外務省との共同レビューという具体的な提案につきましては、ODA事業、特に無償資金協力事業全体の評価のあり方及びどの部分を評価するかという重点対象、これらを総合的に勘案した結果、現時点では、ご提案の共同レビューに対応することは困難であるという結論に達しました。

しかし、このことは、NGOの方々が独自に草の根の無償資金協力制度あるいはプロジ

ェクトの評価を実施することの意義を否定するものは全くありませんし、そのような評価が行われた場合、我々としてその結果を真摯に受けとめていく所存であります。

以上です。

◎高橋（秀） この点について何かありますか。

●大橋 今後も、当然、見込みがないということですか。私は何年かかかって実現することだと思っているわけですが。1回きりであきらめるつもりは全然ありませんで、やはりODAに対する市民参加の、NGOとして一番入りやすい入り口だということで、多分、担当課を超えた政策判断が必要だと私は理解しています。こういうことであると、もっと広がりを見せる可能性が十分あるので、重点項目として、あるいは、予算措置として入らないことは単年度的にはあり得るだろうと思っていますが、この話は、外務省としては、もうなしということなのか、少なくとも担当課としてはなしだけれども、もう少し長期的な検討や多角的な検討を要するというご理解なのか。それによって、私どももここに議題を上げているのか、もっとほかのレベルのことなのかということが変わっていく。あるいは、合同評価をさせていただければそっちのほうでの切り込みなのかとか、そこら辺はいかがでしょうか。

もちろん、これはお断りだということであってしまふことなのか、可能性をもっと探そうよということなのかというあたりで、松浦さんの個人的な考え方、あるいは、寒川さんのサゼスションでもいいのかもしれないけれども、お願いします。

○松浦 私が思っているところを申し上げさせていただいた上で、外務省としての答えは室長等にもフォローアップいただいたほうがいいのかもありません。

いただいた具体的なお提案をどういう形で、どの時間枠で処理していくか、その仕切り方だろうと思います。我々はいろいろと幅広い検討をしていかなければいけない中には、今、まさに大橋様におっしゃっていただきましたように、長い時間枠で考えていくべきものもありますし、あるいは、来月何かできないかという形で考えていくべきものもあります。今回のご提案は、長い時間枠で考えていく筋合いのものだということで、常に継続検討ということになるイシューはありますけれども、他方で節目節目、区切り区切りで考え方を整理していくことも必要かなと思っております。

今回のことにつきましては、比較的具体的なお提案をいただいたという前提に立って、つまり、外務省とNGOとで協働の形で、どこかへ行って評価をするのだという、そういう具体的なお提案に対して、現時点で、それを制度として構築し、例えば来年度から何か

考えましょうという形で対応することは困難であるということをご説明申し上げたつもりです。

ですので、当然のことながら、おっしゃっていただいたように、日本のNGOの市民参加の重要性はよくわかっており、また、新しいもの、新しい考え方、あるいは、何か新しい局面を切り開いていくことの重要性を否定するものでは全くありません。

○寒川 担当を完全に超えておりますので、個人的な見解です。

大橋さんが所属するシャプラニールの団体は主にバングラディッシュで活動されていることは承知しております。バングラディッシュには、ODAタスクフォースという力強い現地タスクフォースも存在します。したがって、まず現場サイドでそういう可能性があるかどうかを議論なすることが一番良いのではないかと考えます。

仮にODAタスクフォースより提案が本省になされた場合、本省サイドは、基本的に、ODAタスクフォースの考え方を最大限尊重するという立場ですので、そういった意味で、まず現場サイドからそういう可能性がないのかどうかということで議論されることも一つの案かと思えます。

◎高橋（秀） この点について、何かありますか。

●野田 どうもありがとうございました。確かに「草の根人間安全保障無償」のスキームにかんしては近年第三者評価がなされたことは了解しております。

先ほど、外務省とNGOとの合同評価についてご質問させていただきました際に確認しましたとおり、私どもNGOは、外務省と合同評価をさせていただくことは意味があることだと考えておりますし、また、大変ありがたいことに、藤本さんから、一緒に評価をやること自体は意義があると賜っております。先ほどの松浦さんのご趣旨ですと、現時点での特定の具体的な提案に関してはどうかということだったと思いますが、より長期的といえますか、一般論として、特にこういった草の根の市民社会が関わるような国際協力に関しては、違う見方が出来るのではないのでしょうか。外務省さんにも日本のNGOは専門的知見を有していることはお認めいただけだと思いますし、長期的に見てそうした知見をわが国の国際協力の向上のために活用することはNGOとして隼かではありません。その際先ほど寒川さんからサゼッションがありましたように、本省だけでなく現場サイドからNGOの持つ専門的な知見をわが国の国際協力に活用する、という多面的な形で連携させていただける可能性があるのではないかと考えております。いかがでしょうか。

●大橋 ついでにもう一つだけ。私が理解しなかったのは、今年度はそうだよと。しかし、私としては、今までは、どちらかというと、連携というと、外務省にどう助けていただくかということ、これは私どもが支援させていただけないかということで、別にこのスキ



ームに限らなくてもいいわけですが、とぼ口としてはこれが一番いいだろうと  
てのことなのです。今後、野田さんなどのお立場もありますけれども、年に1回ぐ  
ら、こういうことを含めてまたリマインドさせていただくことを続けさせて  
いただきたいと思います。要するに、短期的には無理だけれども、長期的な  
検討課題であると理解していいかということを確認させていただきたい  
ということです。追加的に。

○松浦 連携推進委員会が数カ月に一度開催されるタイミングで皆様と  
議論をさせていただくことを私も非常に楽しみにしているのですが、毎  
回この 이슈だとちょっときついなと思いますが、今、大橋様からお  
っしゃっていただいたように、年に1度リマインドいただくことは  
ウェルカムです。

と申し上げて、私の個人的なということで申し上げれば、数年たてば、  
我々は役人なので部署も変わりますが、ふと気づいてみたときに、別に  
これは、私がここにいる間はだめとか何とかいうことではありませ  
んが、数年後にふと気づいてみたときに、そういえばと思って調べて  
みたらNGOと外務省の草の根の合同評価のミッションが既に始ま  
っていたとしても、私は驚きません。

●野田 そのときは松浦さんが課長になっているかもしれませんね。

◎高橋（秀） どうもありがとうございます。大変含みのあるご説明  
だったと思います。

それでは、今の点についてはよろしいでしょうか。

では、同じく4のところ、「JICA/JBICの統合における無償スキーム」と  
いうところで、また1項目あります。この点について引き続きよろしく  
お願いいたします。

○松浦 私からご説明申し上げます。

どこから始めて、この話のどこに焦点を絞ったらというのは、私も若  
干手さぐりでしたが、事前に伺っているところでは、無償資金協力の  
中の多くあるスキームのどれがJICAに行って、どれが外務省に残  
るのかというところにご関心があると理解しましたので、お手元に  
色刷りの資料を配らせていただきました。

少しこの紙から外れて導入的に申し上げますと、ご案内のこととは思  
いますが、昨年ちょうど今ごろ、我々は「新JICA法」と呼んでお  
ります。いわゆるJICAの業務等々を定めた法律の改正法が国会を  
通りました。この法律は施行までに約2年の期間があり、来年10  
月1日から施行されます。この法律の一番大きな肝は、JBICの中  
のODA部門がJICAに移ることが一つ。もう一つは、いわゆる無償  
資金協力の、これまでは実施促進というものをやっていた。この  
実施促進の部分が、実施促進ではなくて、実

施を J I C A がやると規定し直された。このあたりが、新しい J I C A の法律の主要点です。

これまでも J I C A は実施促進という形で無償案件のフォローであるとか、あるいは、コンサルや業者とのつながり、そういうことには力を割いてきていただきましたが、基本的に外務省が実施するもの、外務省が認証する契約、外務省が支払う資金、これらの実施を横から促進していただいているということでしたけれども、今後は、外務省ではなくて J I C A が主体的にやるように変わったと理解していただければいいかと思います。

ただ、無償資金協力事業そのものは、事業の施主は、実は我々でもないし、J I C A でもない。これは先方政府です。この点は変わりません。先方政府がこれまで、つまり、我々は、先方政府がやる事業に無償で資金を差し上げるというのが無償資金協力事業の基本です。ただ、ぽんとお金を差し上げるだけでは、残念ながら、多くの国においては、我々が思っているほどきっちりとお金が使われない、あるいは、有効にお金が使われないということがあるので、そこを確保するためにいろいろな制度をつくって、お金がちゃんと行くかどうか、ちゃん行ったかどうか、変なところに流れていないかということを確認する、確保する意味で、我々はいろいろな制度をつくっています。そのような確保、確認の形が、実施の一つの意味です。そういう意味で、我々は資金の支払いとかそういうことをやってきたと。こういうことです。

詳細な作業の中身につきましては、これから先 1 年間の間、我々外務省と J I C A との間で詰めるべき点がたくさんありまして、実際にどういう制度でやるかということが実は詰まっていないところもたくさんあります。

ということを前提にお聞きいただければいいかと思いますが、お手元に配布させていただいた紙の右上、これは新しい J I C A の法律のうちの一つの肝になる部分を抜き出して書いております。いわゆる新しい J I C A においては、条約その他の国際約束に基づく無償資金協力の実施のために必要な業務を行う。これが規定です。その中に括弧書きで、機動的な実施の確保その他外向政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその一部のために必要な業務の全部または一部をみずから行うものとして指定するものを除くということです。簡単に申し上げれば、無償資金協力の実施は J I C A が行う。ただし、一部、外務大臣が例外を指定することができる。こういう意味です。何を例外として指定するかというと、それは、機動的な実施の確保が必要なもの及び外交政策遂行上の必要に基づくもの、こういうことです。

左側を見ていただきますと、各スキームが書いてあります。いわゆる一般プロジェクト無償、これが無償の中核を成すというほかの無償が怒ってしまうかもしれませんが、多くのプロジェクトを持つものはこれです。これをはじめとする多くの無償のスキームはJICA実施分に移ります。外務省実施分として残されますものは、その下の5カテゴリーです。一つはノン・プロジェクト無償。これはご案内のとおり、基本的には、外貨で品物を購入するための資金を提供するものです。

もう一つは緊急無償。これは、外交政策遂行上の必要性に基づいて機動的に行う必要があるという、まさにここに当てはまるものですし、また、法律の規定にかんがみても、いわゆる条約に基づいて実施を行うものでもありません。基本的に、緊急無償は、条約あるいは公文書なしに行う、緊急に決定していく性格が強いということで、これは外務省実施分です。

2つ飛んで下のテロ対策等治安無償。これも新しいスキームではありますが、比較的、外交政策上の遂行の必要性に基づいて実施決定する要素、そういう考え方が強いものですので外務省実施分に残しております。

先ほど飛ばした2つ、草の根無償、草の根文化無償、日本NGO支援無償につきましても外務省実施分として残します。

この形が現在の、外務省実施分とJICA実施分の分け方の案です。最終決定ではありませんが、ほぼこれで行こうということで関係者の合意があります。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

どうぞ。

●佐藤 質問させていただきたいのですが、JICAが無償資金協力の実施態勢に移るということは、限りなくNGOに近い仕事をするようになるのではないかと。今までの私どもの理解では、JICAは政府間レベルで仕事をするという理解でしたが、無償資金協力の分野では、今後ますます巨大なNGO化するのではないかと。そういう理解が出てくる可能性があるのですけれども、それに対して、NGOとの区別のような、ここが違うというところを簡単におっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。もちろん違うところはたくさんありまして、例えば、おっしゃった国際約束とか、いろいろなことがあると思いますけれども、その辺で簡単にご説明いただけたら大変うれしいのですが。

○松浦 JICAの方とは私も日ごろいろいろ接して話をさせていただいて、仕事も一緒にさせていただいて、すごい能力がある方がたくさんいらして、いろいろな事業をしてい

ただいていると思うので、その中には、例えばNGOの方でないといけないような、地元密着あるいは向こうの方との連携をうまくしてやっていく、そういう仕事がおできになる方もかなりいらっしゃると思います。そういう意味では、我々の新しい制度は、特にJICAに実施を任せるということで、そういうJICAのすごい能力を引き出すことのできる、そういう意味があるかと思いますが、JICAがNGO化するかどうかは私には難しくよくわかりませんが、

●佐藤 今までNGOが草の根の中で地道に培ってきたノウハウとかそういったものとかかなり接点が近くなるのではないかという感じを受けます。その辺はいかがでしょう。

○寒川 NGOの方々が実施する事業と政府が実施する事業は基本的に違うのだろと思いますが、JICAが、NGOが巨大化した形になるということは必ずしも当てはまらないのではないかと思います。例えばNGO連携無償にしても、草の根無償にしても、あくまでもNGOが提案したものを受けて政府が資金を供与する形になります。したがって、先方政府より、何らかの要請があるとか、あるいは、先方政府との間で合意を取りつけないければならないものではないと思います。JICAが実施する一般無償であるとか、技術協力については、先方政府からの要請に基づいて政府間同士で合意する。したがって、NGOが実施する事業と政府間の合意に基づく事業とは、当然、異なるわけです。JICAがJBICと統合し巨大なJICAになることは事実かもしれませんが、それによって巨大なNGO化することにはならないと思います。

●佐藤 ありがとうございます。

◎高橋（秀） ほかにありますか。

●大橋 これは、もともと私が発案したのですけれども、一つは、これの全体像、これがJICAに有償のほうも移っていくと、例えば、JICAのほう期待しているのは、有償と技協と無償が一体化したプロジェクトの実施ということも考えているわけで、そこにはNGOはかめないのかとか、そういういろいろな多方面の今後の連携のあり方をゆくゆくは考えさせていただきたいと。一つはそのとば口にするということと、今日ご説明していただいたように、具体的に、直接今まで関わってきたようなスキームはどうかという、そういうふうなことも考えていきたいということです。

今後、JICAとも話は進めなければいけないわけですが、もう少し全体像と、それ以降、NGOが、ある意味で、先ほどからご提案しているように、もっと連携というか、参加していくことを積極的に考えたい。

今日一つ聞いておきたいのは、草の根の安全保障と日本NGO連携無償が、機動性の確保等外交政策遂行上そんなに重要なものなのかどうかというあたりは、なぜここに残るのかというのがちょっと気になるので、ご説明いただければと思います。

○松浦 まず法律論から申し上げますと、実をいうと、条約その他国際約束に基づく無償資金協力事業の実施を行うというのがJICA法の規定ですので、草の根関係や日本NGO支援無償というのは、条約や国際約束には基づかないのでJICAには行かないということです。

それから、実質的な観点で申し上げますと、日本NGO支援無償につきましては、私よりも寒川室長からお答えいただけるかと思えますけれども、草の根・人間安全保障無償の点で申し上げますと、すべての案件ではありませんが、いわゆる開発・開発マインドだけではないと言うと誤解されてしまうと困るのですが、いわゆる出てきた案件を迅速にスッスと取ってパッとお金を出すということがわりと求められる。JICAが培ってきた知識や考え方を利用する余地というのは、実は、小さくなく、むしろ、迅速性が求められるというのが実態であろうと考えております。

ただ、我々、現地におきましては、基本的にはODAタスクフォースを中心にして、どういう案件を取り、どういうやり方でやっていくのがいいかについては話し合っておりますので、例えば、実際にJICA事務所の目から見て、こういう草の根案件無償を取るほうがいい、あるいは、こちらは取らないほうがいい、こういう考え方でやるほうがいいという、そういうインプットというもの、これは入ります。そういう政策的な考え方があるのですけれども、ある意味でJICAをバイパスする、必然性、必要性は必ずしもないのではないかと。もともと資金は政府のお金ですので、それをJICAをバイパスして向こうの草の根・人間の安全補償無償の供与先となる団体に行く必要は必ずしもないという考え方です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

ほかにありますか。

●野田 ありがとうございます。大変よくわかりました。

短い質問とコメントがありますが、質問からさせていただきます。

防災災害復興支援無償がJICAの担当となっていますが、これは外務省側の「機動性が要るもの」に含まれるのではないのでしょうか。

○松浦 防災災害無償で機動性が要るものについては、基本的には緊急無償で拾えるだろ

うと我々は思っています。では、緊急無償と防災災害復興支援無償で切り分けられるかという、そうきれいな切り分けではないです。ただ、我々が思っているのは、緊急無償でカバーできる範囲と防災復興支援無償でカバーできる範囲の間に落ちてしまって、どちらでも拾えないものがあっては困るということです。重なっている分には、実は構わないという考え方です。どちらかで取ればいいわけですから。ただ、あまりにいろいろなものが重なっているとややこしいという欠点がありますが、実はこのプロジェクトの多くものは、結構重ねて取り得るものがあります。

●野田 非常によくわかりました。

あと、これはコメントなので、必ずしもリプライしていただくなくて結構です。私も JICA で仕事をしたことがあるのでよくわかりますが、近年では NGO からもだいぶ JICA に人材を提供していることもあり、JICA にも草の根のいろいろな知見を持っていらっしゃる方が多くなってまいりました。それはそれでいいことだと私自身は思っています。

その中で、先ほどありました、NGO 連携無償とか草の根・人間の安全保障無償といった無償資金協力については、JICA をバイパスしないで、外務省さんが実施されるということです。こうしたスキームにおいて草の根のニーズとか知見が必要になったときは、ご遠慮なく NGO にもお声がけいただければ前向きに協力をさせていただけるかと思えます。

その際、おっしゃられたように、現場レベルでのオールジャパンの国際協力という観点から、こうしたスキームについては、現地 ODA タスクフォースでしっかり議論していただき、NGO も呼んでいただいて、それぞれの専門的知見を活かす形で有機的にやっていくのがよろしいのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

ほかにありますか。

○五月女 先ほど、大橋さんと松浦さんでやりとりがありまして、面白いことというか、松浦さんが、数年後に振り返ってみたら実現していたというようなこと、そうなるかなということをおっしゃったけれども、実は、そういうことは、私は十何年間 NGO の担当をしまして、ご承知のように、民間援助連携室を最初につくったのは私で、それ以来 5 年間室長をやっていまして、それから在外に出たりしてずうっとやって、また戻ってきて NGO 担当大使をやってもう 5 年ですから、NGO というものがついて 10 年間ずうっと見えています。

今、振り返ってみると、要するに、こういうものがスタートしたのもそのころですから、その前は、こういうような定期協制的なものはなかったので、NGOの方の意見をレギュラーに取り入れるという場はありませんでした。ですから、そういうことが十数年前にスタートして以来、こんなことは絶対に成立しないな、そういうことは実現しないなと思っていたものが、実は数年後に実現しています。

そういうものはたくさんあります。今いろいろと行われている個々のプロジェクトで、相談員の話、専門調査員の話、そういうものは昔は到底考えられなかったけれども、いろいろと提案がありまして、そのときは実現しないけれども、それが何年かにわたって議論されていって、そしていつの日かはそれが実現してきたということがありますので、ここで今、単年度的に、これは、今はだめだと言っている、ひょっとしたら数年後には実現する可能性があるものはいくらかもあるわけです。

しかも、その内容が非常に建設的なものであれば、現時点では、予算上の問題とか組織上の問題でできないということがあっても、その提案自体が非常にリーズナブルで、かつ建設的なものであれば、年度が変わっていくごとにそれが実現する可能性が出てくるわけですから、いい提案をコンスタントに提案されていいのではないかという気がします。

もちろん、その段階で、担当の方とか担当室長、企画官が、その時点では実現できないけれども、個人としてはこれはいい案だなということを考えていらっしゃるかもしれないので、そういうときは、数年後にはそれが実現する可能性が十分ありますので、こういう場というのは、そういう面では大事なことで、ここ1～2年間のことを見ているのではなくて、5年後、10年後にそれが実現する可能性も十分にあるということを考えに入れていただいて議論されるといいのではないかと思います。

ですから、私は、大橋さんがこれからもひるむことなく提案を続けられてもよろしいのではないかと。それを受けて外務省の人たちは、それをちゃんと真剣に議論して、今はだめだけれども、近々それが実現するかもしれないということで議論できてこそ建設的な議論になるのではないかと思います。

◎高橋（秀）　ありがとうございます。

今、私は司会の立場ですが、先ほど、JANARDの代表としての佐藤さんが、JICAが巨大なNGO化というところで説明されましたので、それについて、若干、私の意見を述べさせていただきたいのです。質問も多少含みます。

私はアメリカ及びヨーロッパのODAの現場等を見て、JICA自体が国際的に見て

も特殊な立場にあるのではないかというのが私の理解です。というのは、いわゆるODAをこれだけ独占的に実施する機関は、ほかの国にはほとんど存在しないのではないかと。むしろ、ほかの国は、政策的には外務省等が行う、あるいは、援助機関が政策を立てるけれども、実施に関しては相当部分がNGO等に委託される、これが日本を除いた多くの先進国の援助の一つの形ではないかと。私は、幾つかの国を訪問したり、関係する文献等を読んで、そのように理解しています。

したがって、もともとJICAができたあり方自体が、最初からそういう設計があったかもしれません。同時に、これからJICAがJBICと統合して同じ形をとるとすれば、今、JICAが持っている機能とNGOが持っている機能は、ほとんどみんな同じです。ご存じのように、JICAは募金することもできました。JICAが持っている機能とNGOが持っている機能を比較すると、JICAは現地のNGOともどンドンやっています。そうすると、機能面でかなりダブっています。

これは決して誇張ではありません。機能面から詳細に見ると、JICA自体が、一方ではODAの独占的機関でありながら、一方ではNGOの機能と何らほとんど変わっていないのではないかと考えます。そういう意味で、改めてJICAがJBICと統合し、そして有償を含めて巨額なお金を新JICAが実施するという中において、NGOである我々の団体と新JICAが持つ機能を、もう一度機能面である程度デデマケーションする必要があるのではないかと考えます。そうしなければ、援助の効率性とか効果、あるいは、ますます援助が草の根に行く必要が国際的に叫ばれている中において、JICAの巨大なNGO化というのは、外務省の皆様がよく使っている、オールジャパンとして考えたときに、本当にODAがそういう形でいいのだろうか思います。これが一つの課題であり、問題意識です。

JICAとJBICが統合して新JICAができ、そこで、今の形のままで仮にODAが実施されたら、ますますすべてのODAの実施はJICAということになりますし、金額だけで言うと、NGOが実施している金額はJICA全体の3%ぐらいですから、新JICAで有償の金額も含め予算が大きくなったときに、当然NGOの比率は下がります。世界の中における日本のODAのあり方という視点で、もう一度きちんと話し合いをし、見直す必要があるのではないかと考えております。

○松浦 すみません、誤解して聞いていたら申し訳ないのですが、私、若干反論があります。

私は、NGOの良さ、長所は、途上国の人々のところに直に入っていく、人々と接し、そういう活動ができる。それを吸い上げてきて日本にバックできる、そして政策に反映する。そういう形で、強みは、援助の現場での手足ということだろうと理解しています。

JICAとNGOのデマケーションという話がありましたが、私は、デマケーションを



して、そういう強みは読みNGOに任せて、JICAはそうではないところをやるんだというよりは、むしろ、JICAをもっと、あるいは、JICAだけではないのかもしれませんが、我々ODA関係者の皆がNGO化していくべきではないかという考えを持っております。

と言いながら、今、我々がこの仕組みの中でやっている、話している、使っている言葉の使い方として、JICAが実施をやるということですがけれども、実際には、案件の実施なり、プログラム実施なりをしている際には、業者の力を借りたり、コンサルの力を借りたり、NGOの力を借りたりという形でやっております。そのNGO業者の代わりにJICAが入っていくというのが、今回の法律改正の、あるいは、制度改正の意義ではないので、そこは、そういう意味でのJICAのNGO化はないのではないかと思います。

◎高橋（秀） どうもありがとうございます。今日ここで議論する項目ではないのですが、一応そのような理解もしているということであります。

それでは、「『無償資金協力における更なるNGOとの連携』意見交換会」は既に含まれたと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎高橋（秀） それでは、5番に移りたいと思います。

「NGO能力強化・連携ビジョン～NGOと戦略的連携・活用に向けた5か年計画」、お願いいたします。

○寒川 NGOとの戦略的連携に向けた5か年計画というのは、何回かこの推進委員会でも報告させていただいたことがあります。お手元に「NGOとの戦略的連携に向けた5か年計画」という2枚紙の資料があります。この5か年計画は昨年策定され、これまでも、推進委員会だけではなくて、政治レベル、例えば、自民党の外交力強化に関する特命委員会の中で、「外交プレイヤー」という小委員会がありまして、その中でも、NGOとの連携に関する議論が行われ、5か年計画はエンドースされました。

そういった意味では、5か年計画については、党のみならず政府でも今後は実施しているという話です。最終目標としては、国際競争力を有するNGOに成長していただきたいということです。この計画を重視する上で、NGOの能力の開発であるとか、提案型プロジェクトの拡充、国際機関との連携の推進、制度の見直しといいますか、NGOが参加できるようなODA事業の拡充を、今まで我々としても努力してきました。

効果検証プログラムあるいは長期スタディプログラムについては、詳細なご報告がある

と思いますが、本年度、予算がついたNGOの研修プログラムの一つである長期スタディプログラムは、本年9月から順次派遣を開始しております。当初は8名の予定でしたが、最終的に7名になりました。

それから、JICAが、若手職員を対象とする、前はインキュベーションプログラムと呼んでいましたが、英語でわかりづらいというので、日本語で「組織力アップ・NGO人材育成研修」という名前に変えたかと思います。これについても本年10月より開始されました。27名です。

効果検証プログラムですが、本年7月から8月にかけて、ミャンマーにおいて現地作業を実施しております。これについては、参加していただいたNGOの方に大変ご努力いただき感謝申し上げます次第です。

そのほか、アカウンタビリティ強化セミナーについては、18年度から実施しております。19年度については、東京、名古屋、京都で実施、又は実施する予定です。国際機関との連携ですが、特にジャパン・プラットフォーム傘下のNGOが、現在、南スーダンで活動なされています。全部で5団体です。UNHCR、WFP、UNICEF等との間で事業連携が進んでおります。そういった意味では、バイとマルチの連携が非常にうまくいっていると思います。

そのほか、外務省としては、NGOが参加できるODA事業の拡充ということで、コミュニティ開発支援無償におけるNGOの参画ということを検討していただいているわけですが、民連室としてはできるだけ実績をつくりたいと思っております。早期にこれが実現できるように無償資金協力課とも協議を今後とも続けていきたいと思っております。

平成20年度について、新規案件について予算要求をしておりません。現在の予算の範囲内で、内容を改善しながら推進していきたいと思っております。既存の相談員制度であるとか、NGO研究会といった、NGOの活動環境整備事業についても、皆様のNGOの方々のニーズを踏まえながら今後とも事業を実施していきたいと思っております。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について何かありますか。

（発言なし）

◎高橋（秀） それでは、特にないようですので次に移りたいと思っております。

次に「効果検証プログラム」について報告をお願いいたします。

●筒井 シャプラニールの筒井と申します。7月の終わりから8月の頭にかけてミャンマーで効果検証プログラムの標準評価シートを用いて、それが実際にNGOが書き入れることを想定した場合、どういうものになっているのかを検証しに行くということで行ってまいりました。

実は、今日のこの会議の前にNGOの連携推進委員の方々の集まりに出て、私、こういう流れをよく知ってから行けばよかったなと思ったことがあります。それは何かというと、まず、効果検証をする、あるいは、評価という言い方はふさわしくないのかもしれませんが、効果検証するということに対して、どうも外務省の方々は、NGOはすごく抵抗している、そういうことはしたくないという前提で、そういう環境の中で私は行くのかなと。ただ、評価をするということは、事業を実施する者にとっての一つの責任でもありますので、そういうものはきちんとやっていく必要があるだろうと思いますし、私はその視点で参加したつもりです。

ただ、NGO側の人たちとお話をしていると、やはり評価ありきで、それが今後どのようにフィードバックしていくか。それはNGO側もそうでしょうし、このスキームあるいは外務省の中でそれが次のステップに移るために生かされていくことを議論されているのを見まして、やはりそういう意味では、こういう効果検証をすることによって、NGOが自分たちの事業をもう少し責任を持って実施するようになっていくということは当然でしょうし、そうだと思いますけれども、同じく外務省のほうの担当をしている大使館あるいは民連室の方々が、NGOの事業はどのようなものであるか、どういうところに意味があって、どういうところが効果的にはあまりよくないのかということを知っていただくために、そういう意味では、相互の学びの一つのツールとしてこの検証プログラムが利用されると効果が上がるのではないかということが一つ。

もう一つ。これは、私は行く前からずっと申し上げていたことですが、やはりこうしたものがきちんとツールとして、宙ぶらりんになるのではなく、きちんとNGO連携無償のほうのスキームの中にうたわれて、それが制度としてきちんと入っていくことが大変重要なことで、そうでないと、多分、せっかくつくったツールが使われないまま放置されてしまうことになるのではないかとことを申し上げました。それは、今も変わらずそのように思っております。

それから、若干それるのですけれども、実は、10年ほど前に私は現地バングラディッシュにいたときに、現地のNGOが使った草の根無償の評価をさせていただいたことがありま

す。これは多分、現地の大使館の担当の方が、自分の裁量の中で、日本のNGOの方2人、私ともう一人ほかのNGOの方をご指名されて、見てきてほしいと。今回、DACの5項目、今回させていただいたような、同じような視点で評価をしたことがありました。ですから、先ほど、寒川室長が、現地のほうから、そっち側で連携を進めたらどうかということですが、ひょっとしたら、そういう事例がいろいろなところで起こっているかもしれません。それは事例報告としてご報告させていただきます。

以上です。どうもありがとうございました。

◎高橋（秀） どうもありがとうございます。

この点について何かありますか。

○石原 効果検証プログラムの担当として、一応、ホームページに標準シートは掲載されていますし、その掲載されたホームページを印刷して皆さんの配布書類に入れておりますのでご参照ください。

また、報告書もうすぐできますので、それほど部数はありませんが、必要な方にはお配りしますのでおっしゃってください。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございました。

ほかにありますか。

特にないようでしたら、次に移りたいと思います。

「長期スタディプログラム」についてお願いいたします。

○石原 本年度初の試みとして、NGO長期スタディプログラムが、先ほど寒川から申し上げたように実施されています。具体的なところを私から申し上げます。

全部で7名です。団体名は、J E N、ジャパン・プラットフォーム、ブリッジエーシアジャパン、国際開発救援財団、21世紀協会、ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン、WE21ジャパンの、比較的中堅、若手の方が、それぞれ研修したいテーマに合わせたところで研修をしておりますし、近々出発する方もいます。

J E Nは、Danish Refugee Councilで南スーダンに行きます。ジャパン・プラットフォームは、WF Pの本部です。ブリッジエーシアは、バンコクにあるファンデーション・フォー・スラムチャイルド・ケアに行きます。国際開発救援財団は、UNICEFのインド事務所に行きます。21世紀協会は、オーストラリアのパーマ・カルチャー・リサーチ・インスティテュートに行きます。ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの人は、

在バンコクの本ビタット・フォー・ヒューマニティに行きます。WE21ジャパンの方は、ワン・ワールド・アクションという、イギリスにあるNGOに研修に行きます。これについては、国際協力新聞というところでも、12月、1月号で掲載したり、広報に努めております。また、来年度も早めに委託の機関を決めて、早めに募集要項を出して、より一層充実したものになりたいと思いますので、ぜひ皆様のご協力を得たいと思います。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について何かありますか。

○寒川 私ども、せっかくこういう機会というか、財務省と協議して予算を取ったわけですから、NGOの立場も、私どもは全くわからないわけではなく、少人数の中でやりくりしながら、海外での事業を実施していることはよく理解している次第です。

とはいっても、こういう研修の機会がそう多くあるわけではなく、今後、これが永遠に続く保証は全くないわけです。とりあえず、5か年計画ということで私どもは設定しておりますので、ぜひこのプログラムをうまく活用していただければと思います。来年、ぜひ奮って参加していただければと思います。よろしくお願いします。

◎高橋（秀） この点について、何かありますか。

●大橋 この前、来年のサミットに向けて、いわゆるネットワーク的なNGOが集まって会議をしたときも、実はその前のハイリゲンダムするとき、こういうスキームはほかの国ではほとんどないことを高く評価されていまして、ぜひ活用させていただきたいと思っております。

◎高橋（秀） ほかにありますか。

それでは、次に移りたいと思います。

6番の「広報資料」の作成の報告」の件ですが、お願いいたします。

○石原 皆様のお手元に本日は配布していませんが、もし、まだご覧になっていない方がいらっしゃいましたら、後で差し上げますが、このようなパンフレットを本年4月に6,000部作成して、もうすべてはけてしましましてまた増刷しています。あと5,000部増刷しまして、サミット等の会合でもぜひ使っていただければと思います。

それから、英語、フランス語、スペイン語版をそれぞれ500部ずつ作成しております。増刷と外国語版の作成が終わるのが12月初めですので、必要な方はおっしゃっていただければ送付します。それから、ホームページにも掲載しますので、ぜひご活用ください。

英語版、フランス語版をつくった気持ちは、サミットで、外国のNGOの方が来たときに、日本のNGOの活動のことが少しでも具体的に紹介されたり、外務省の取組みをわかってもらえればということで外国語訳をつくります。また、在外公館や、海外において皆さんがNGO連携無償についてご説明されるときに、外国語で書いた資料があったほうが便利だと思いますので、そういうことも一助として作成しました。よろしくお祈いします。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について何かありますか。

●野田 感想ですけれども、今ご説明していただいたパンフレット「国際協力とNGO」は、私をはじめNGOも協力させていただいて外務省とタスクフォースを作り、石原さんが中心になってがんばっていただいたものです。これが、英語、フランス語、スペイン語でも出版されるということで、NGOとしては、我々の協働の成果がより国際的な形で活用されるということで大変うれしく思っております。NGOを代表して御礼申し上げます。どうもありがとうございます。我々も積極的に活用させていただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

◎高橋（秀） 実は、私も広報タスクのメンバーの一因でありまして、石原さんがNGOの声に非常に耳を傾けてくださって、私どもも、先ほどの五月女大使のご発言ではないのですが、やはりNGOの声をタスクフォースという形をとりながらも、思ってもいない形で実現したという一つの成果ではないかと思ひています。こういう小さなものでも、実績を重ねていくことによって、より一層促進されて、ますますNGOと外務省とのパートナーシップが、ポジティブな意味で建設的な形でつくり上げられたらいいかなと思ひています。これは具体的な成果で、しかも短期間にこういう形ができたということは、すばらしい一つの成果であり、今後に向けてまた次のステップに向かっていくことができるかなと思ひています。そういう意味で、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

7番「日本NGO連携無償資金協力実務者勉強会の開催」について、お祈いいたします。

●高松 それでは、かいつまんでご報告申し上げます。

第1回目の連携推進委員会で合意をいただきまして、10月31日の午後3時から、外務省会議室で実務者勉強会を開催しました。本日、その勉強会に参加してました堀江さんと坂さんもおられますので、私の報告で足りなければ補足をお祈いしたいと思ひます。

勉強会の趣旨は、日本NGO連携無償資金協力の活用に当たって、NGO及び外務省の

実務者がお互いに率直な意見交換を行って、資金協力事業についての理解を深めて、また、実務的な手続き等の効率化を考えていこうということでした。勉強会には、NGO側からは18団体、27名の参加がありまして大変盛況でした。そういう関心が非常に高いことのあるらわれだと思っております。外務省側からは、寒川室長、鈴鹿首席をはじめとして、担当官の方にもご出席いただきました。ありがとうございました。

具体的には、新規案件の審査期間の短縮とか継続申請の案件の空白期間の短縮、終了後のモニタリング評価、申請の限度額等々について議論が行われました。幾つかの点については、非常に建設的な協議が行われましたので、ただいまNGO側で、資料として記録を作成しております。詳しくはその資料を見ていただいて、内容を共有することを果たしていきたいと思っております。今後につきましては、NGO側であらためてレビューを行わせていただいて、こういった形で進めていくかについて相談させていただきたいと思っております。また、同様に、NGO連携無償の募集要項が、新しいバージョンのドラフトが行われているということですので、その進捗に合わせて、NGO側の意見、理解が促進されるような形で相談させていただければいいなと考えております。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございました。

この点について何かございますか。

●堀江 一言だけ。こういった会議を開いていただいて、どうもありがとうございました。特に、NGOもそうですが、外務省の方も、民連室から担当官がたくさん参加していただいたということで、直接お話しできたことは非常に有意義だと思っております。

もちろん、項目によっては、前向きなもの、無理なものといろいろありましたけれども、ぜひ、この結果が来年度の手引きに反映されたらいいなと思っておりますので、ぜひその手引きが出る、完成する前にもう一度意見を言うような機会ができればと思っております。

○鈴鹿 一昨日行わせていただいたこの会議には、NGOの方々に、本当にたくさんご参加いただきまして本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

私どもが勉強会の冒頭に申し上げたことを若干共有させていただきますと、NGO連携無償資金協力というのは、NGOの皆さんにとっては、何も資金スキームのすべてではないという点です。あくまでも資金ソースの一つにすぎない。NGO連携無償資金協力がスキームである限り、その目的があって、その目的から論理的に導き出されるようなスキームシステム、時には、NGOの側から見ると、厄介な縛りがあるかもしれませんが、

そこのすべてを動かすわけにはいかないわけでありまして、NGOの皆様におかれましては、多種多様なスキームの中から、自主的に創意を持って選択していただいて、ベストミックスをつくって活用していただく。その中で、このNGO連携無償資金協力をその目的に合った形で有効にご活用いただけることが、私どもにとっては非常にうれしいことであることをまず申し上げました。

また、そのようなものではあるけれども、その目的に抵触しない範囲内において改善を図ることは当然可能ですし、また、それはされなければいけない。改善をもたらす要素としていろいろあるでしょうけれども、かれこれ平成14年度からNGO連携無償資金協力を実施しております、私ども、あるいは、NGOの皆様の目から見ても、その実施において改善の実例が幾つもなされていると。そうしますと、やはりそのような進化を踏まえて、このNGO連携無償資金協力も、そのスキームの目的に反しない範囲において進化していくのは当然ですし、また、その方向に向けて双方の協力によって努力すべきは当然であると思います。したがって、そのような意味において、今回の勉強会は、私どもにとっても非常に意義のあったことだと思っております。改めて感謝申し上げます。

以上です。

◎高橋（秀） どうもありがとうございました。ほかにありますか。

それでは、次の議題に移ります。

8番「有識者会議の進捗状況」についてお願いいたします。

○岡野（国際協力局総合計画課） 国際協力局総合計画課の岡野と申します。

有識者会議の進捗状況ですが、国際協力に関する有識者会議を今年3月から、今までに計4回開催いたしました。1回目は顔合わせの意味合いで、実質的には2回目から計3回の議論を行いました。第2回目が産業界から見た国際協力、3回目がアフリカ、4回目がODA案件の実施上の課題ということで、計3回、実質的な議論を行っています。2回目からは、NGOから代表でお2人に委員で入っていただいている、ただし、経済界の方も皆さんそうですけれども、別に代表といっても、産業界をすべて代表してくるわけではないので、基本的には個人の資格で参加していただいております。現在NGO代表2名を交えて計14名の委員で議論していただいております。

5回目が、今度11月13日に開催予定です。JICAとJBICの統合の話の現状報告を聞いて、年内にこの有識者会議で中間報告を取りまとめることになっておりますので、その骨子について議論していただく予定になっております。



NGOのお2人の委員から、ぜひ、有識者会議のメンバーと外部の人の中で中間報告について意見交換の機会を設けてほしいというご要望がありましたので、今その日程を検討しているところで、外務省の中で開催する予定です。広い講堂を押さえることを考えていまして、今のところ、これはここで初めてご紹介することになるのですが、12月7日にできないかということで今調整しています。NGOの方へのお知らせは、委員の方からのご連絡と、我々のホームページでも周知いたしますし、ほかに、もしかしたらJANICの方にもご協力を仰ぐかもしれません。希望者は事前の出席を登録していただければ、どなたでも参加いただける形にしたいと思います。NGOに限らず、一般のどなたでも結構です。ここでどういう意見交換をするかは、これから調整していきたいと思います。

いずれにしても、13日の5回目の有識者会議で全体像を委員の方で議論していただいて、その上で12月7日に市民社会の方たちとの意見交換会にしたいと思います。中間報告は年内を目途にということでしたが、いろいろな議論も出てきていてまとめるのが大変そうなので、年内になるか、年明け初めごろになるかわかりませんが、早いうちにということでも検討しています。内容については基本的には委員の方がまとめられるので、外務省が書くという性格のものにはなりません。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について何かありますか。

●野田 ありがとうございます。基本的なことで恐縮ですが、中間報告を出されて、その後最終報告が出されると思いますが、これはわが国のODAに具体的にどういう形で生かされるのでしょうか。

○岡野 2年間の会議ですので、2年が終わった段階で中間報告を踏まえて最終報告をつくって外務大臣に提出していただくことになりますが、有識者による提言という形で我々が受け取って、その中には、できることも、難しいことも検討していかなければいけないことなどいろいろ入ってくると思いますが、それを今後の外務省の国際協力の企画立案に生かすことになります。

●野田 もう少しお伺いします。例えば、先のODA総合戦略会議ですと、そこでの議論は国別援助計画にフィードバックされるという明確な形があったと思います。今回の国際協力に関する有識者会議での論議は、例えば、次期ODA大綱の改定にフィードバックされるとか、中期計画にインプットされるとか、そういう明確なターゲットないしはhidden

agenda設定されていらっしゃるのでしょうか。

○岡野 事務局としましては、明確なターゲットは設けていません。委員の方にご議論いただいて、そういうご意見が大勢になればフィードバックしていくことになると思います。ただ、前回の戦略会議の際の反省で、委員の方々から、あまりにも細かい議論が多かったと。もう少し政策レベルで、何をどうなすべきかということを経験したいという意見が強かったので、今回は、国別援助計画といったような個別のことは扱わないことにしています。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、次の議題ですが、「TICAD IV及びG 8に向けた意見交換会の開催についてお願いいたします。

○岡野 引き続きご報告させていただきます。

先週の10月25日の午後に外務省においてTICAD IVとG 8に向けて市民社会の方と意見交換会を開催しました。TICAD IVは、外務省の中での担当がアフリカ審議官組織というところで、G 8は経済局です。両部局とはNGOの方もいろいろと意見交換の機会を持っていると思いますけれども、開発の部分もご関心が高いということで、この機会に国際協力局として意見交換をしたいということでお願いをして集まっていただきました。

来られたのは、NGOの方が14名で、基本的には、G 8サミット、NGOフォーラムの方にお声をおかけして、TICADのほうはTNネットワークにお声をおかけして、それぞれのフォーラムについてどういうことを取り上げていくべきかや、日本から発信するメッセージは何か等、意見交換をさせていただきました。今まで定期的に行っていた意見交換ではないのですが、非常に有意義な意見交換だったと思います。また、これ以外にもいろいろなNGOの方との協議の枠組みもありますので、これから1年間は、来年のTICAD、サミットに向けて、国全体で開発分野についても議論を深めていきたいと思いますので、引き続き意見交換させていただければと思います。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

これについて何かありますか。

●野田 ありがとうございます。岡野さんもお参加されたんですね。

○岡野 当課からは、課長は参加したのですが、私は別件で参加できませんでした。

●野田 今、経緯はよくわかったのですが、具体的にどういった議論が有意義と思われたか、そうした感想を聞きたかったものですから。でも、ご参加にならなかったのであれば、適切な質問ではないと思いますので、また別の形でお伺いします。ありがとうございます。

◎高橋（秀） ほかにありますか。

実は、私はその会議に出た一人でありまして、感想ではないのですが、G8の事務局として経済局がご担当されていることは承知していますが、やはりMDGsとか開発課題がG8の大きな課題でもある限り、国際協力局の方とあのような形で意見交換ができたことは、私どもは非常に有意義だと思っております。ですから、できれば、前回の議論では非常に率直に意見交換ができましたし、審議官、局長をはじめ、皆さん方、NGOの考え方についてもご関心を持っていただいたと同時に、私どももいろいろな意見を述べたわけですが、できれば、今後とも、TICAD及びG8に向けて意見交換が定期的に行われたらありがたいと思っております。そういうことで、改めてあのような場を設けていただいて、感謝申し上げます。ありがとうございました。

ほかになければ、報告事項はこれで終わりたいと思います。

既に予定の5時になってしまいました。申し訳ありませんが、あと15分か20分ぐらい時間を延ばしてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎高橋（秀） それでは、予定の時間になりましたが、「討議事項」として、「日本NGO連携無償資金協力の事後状況調査について」、お願いいたします。

●青木 G I I / I D Iに関する外務省／NGO懇談会NGO連絡会の委員をしておりま  
す石井が出張のため、私、青木が代理で発題させていただきます。

まず、簡単に、この発題に当たっての経緯を振り返りたいと思います。

G I I / I D I 懇談会の中で、あるNGOから、日本NGO連携無償資金協力事業の事後状況調査における日本人側の負担が大きいという意見が出ました。その件に関しましてはほかのNGOとも共通する課題でもありましたので、過去に事後状況調査を受けたODA7団体から聞き取り調査を行いました。その情報をもとに、7月6日に行われた連携推進委員会での協議事項として挙げさせていただいております。

このときに4つの提案をさせていただいております。1つ目は、事後状況調査にかかわる経費を、ぜひ、日本NGO支援無償協力の一環として、必要経費として認めていただきたいと。それに関していただいたご回答は、必要経費として認めることは、プロジェクトが終了してから数年たっているので困難であるということ。

2つ目の提案は、必要な予算措置をとってはいかがでしょうかと。これに対してのご回答は、外務省による経費負担については予算項目がなく、困難であるということ。なるべくNGO側の負担が少ない形で実施するように努力するというご回答をいただいております。

3つ目の提案として、外務省またNGO双方の役割を明確にしたガイドラインを作成してはいかがかという提案をさせていただきましたが、それに対しては、ガイドラインについては、大使館主導で実施しているので、大使館と協議の上お返事しますというご回答をいただきました。

4つ目の提案として、NGOにぜひ、この調査の結果をフィードバックしていただきたいと。これに関しては、フィードバックは要望に応じて行いますというご回答をいただきました。

この4つの回答をいただきまして、G I I / I D I のほうでもう一度この件に関して協議しました。私たちとしては、共通理解を持つためにも、また、この協議を速やかに進展させるためにも、私たちNGO側から事後状況調査に関する覚書を作成してはどうかということで、その案を作成してまいりました。それが皆様のお手元に配布されているものになります。

簡単にこちらの覚書案を説明させていただきます。

まず、この事後状況調査実施覚書の目的として、私たちは、日本NGO連携無償協力事業案件の事後状況調査の目的、また、責任主体、調査実施までの流れを明確にし、事後状況調査の適切な実施を促すことを目的として覚書をつくりました。

次に、そもそもこの事後状況調査の目的は何かということで、私どもでもう一度振り返りました。文書になったものとしては、こちらのほうでは見つけられませんが、今回、実際にこの調査を受けたNGOに聞き取りをしました。その聞き取りの中から、大使館からはこういう説明を受けているということがここに記してある2つの目的です。これは1団体から出てきた目的ではなくて、それぞれ別の案件でそれぞれの説明を受けています。具体的には、事後状況調査は、実施後2～3年を経ってから実施するものであり、目的の一つとしては、事業評価という視点ではなく、日本の納税者に対する説明責任として、また、ODAによる資金が適切に利用されたかという調査と確認が主な視点である。また、2つ目に受けた説明としては、事業終了後の確認作業であると伺っております。

この覚書を作成している中で、NGO側からは追加コメントとして、ここに囲みで書いてありますが、そもそもこの調査の目的は、自立発展性を通して事業の適格性を確認することが本来の目的なのではないでしょうかとか、また、目的の2つ目に挙げられた事業終了後の確認作業に関しては、何を確認するか具体的な言及が必要ではないでしょうかというようなコメントも寄せられました。

責任主体につきましては、事後状況調査の責任主体は外務省にあること。また、調査の

実施は各国大使館が主に行っています。NGOに関しては、この調査が適切に行われるように協力するという役割になるのかと思います。

2 ページ目の「事後状況調査実施までの流れ」に関しましては、この事後状況調査対象案件の決定から調査内容と訪問先、スケジュール・経費負担の決定から調査結果報告まで6段階に分けてNGOから聞き取りをいたしました。ここの右の囲みに書いてあることは、こうあるべきではなくて、実際にこの調査を受けたNGOが、こうだったらよかった、外務省にはぜひこういうことを今後は期待するという事で挙げられた項目です。

本日は、この覚書に関してご検討いただきたいわけですが、私たちとしましては、このような調査また評価活動のようなことを行うことは、NGOとしては歓迎しますし、やっていかなければいけないことだと思います。ただ、ぜひ、この目的また調査内容と一連の流れなどについてぜひ明確にし、共有していただければと思います。

また、先ほど、効果検証プログラムのことも報告で挙げられていましたが、私たちG I Iの中でこの話をしている中では、私たちは全く存じあげていなかったもので、もう少しこの効果検証プログラムとあわせて、関連性を持たせてできるのではないかと考えております。その件に関しましてご検討いただき、皆様のご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点について、外務省の側から何かありますか。

○鈴鹿 それでは、ご説明申し上げます。

ご質問にお答えする一環として、前回の連携推進委員会でご依頼のありました、具体的にどのようなツールを用いてこれを実施しているのかということについてです。それは皆様のお手元にお配りした事後状況調査シートです。言うまでもなく、内容を見ていただければわかりますけれども、DACの5項目を中心にして、私どもが事後状況調査において特に重要と思われる点を列挙してあります。

それで、たくさん案件数がありますもので、大使館側の労力を、また、ご協力いただくNGOの皆様の労力をできる限りミニマイズする観点から、記入しやすい形をとっております。これがそのものであります。

これをご覧いただくことが、私どもの調査の目的をおのずと浮かび上がらせるわけですが、一般的に申し上げれば、先ほどお配りいただいたところにも記されているように、我々としては、実施後2～3年を経た段階でNGO連携無償資金協力によって実施された案件が、しかるべく効果を持続的に発揮しているかどうかということ、案件管理の観点から調べるのが目的です。

調べた結果、何らかの不備が見つかったり、改善すべき点が見つかった場合には、それを在外から報告してもらって、必要な場合には必要な措置をとらせていただくことが目的です。したがって、先ほど、効果検証プログラムとこれとの調整、コーディネーションというお話がありましたけれども、これは目的を全く異にするものでありまして、この2つを見比べてどのように折り合いをつけるかとか、そのような話ではありません。

もっとも、これはなかなかはっきりと予測することはできないのですが、事後状況調査の実施がNGOの皆様へ浸透していき、事前にかかなりの事後状況の効果の発現の程度を予測することができるという段階に至った場合には、例えばこの事後状況調査シートの内容を、さらにそれに合わせてモディファイするという事態は、ひょっとしたらあるかもしれません。しかしながら、基本的には、このような形で大使館の、主に草の根外部委嘱員の皆様によって事後状況調査をしていただくということになります。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

追加して何かありますか。

○鈴鹿 この後、いただきましたペーパーの、6項目の外務省に対する期待事項についての回答を申し上げますが、これまでのところでもし何かありましたら、よろしくお願ひいたします。

◎高橋（秀） 今までの点で何かありますか。

●野田 確認させていただいてよろしいでしょうか。そうしますと、この事後状況調査というのは、案件管理の観点からということやって、評価ではないということですね。

○鈴鹿 それは、案件管理とか評価をどのようにディファインするかにも依存する話でありまして、案件管理を正しく行うためには、それなりの評価的手法を用いた調査が必要であるという意味においてはよく似ているとも言えますし、最終的な目的が、いわゆる自己評価とか一般的な評価ではないという点においては明確に区別されるものであります。

●野田 よくわかりました。まず、誤解なきように申し上げておきますと、先ほどシャプラニールの方もおっしゃいましたけれども、NGOとしては、別に「評価」という言葉自体に抵抗感があるわけでも何でもなくて、評価は大事だと考えています。

次に、先ほどちょっと議論になった効果検証プログラムのシートとか項目等を見ると、いただいた資料とかなり共通する部分、似ている部分があると思います。例えば、いわゆるDACの5項目を前提にしています。そうすると、事後状況調査と効果検証プログラムはそれぞれ出発点や成り立ちは違うものの、結果的には、これは同じ案件に対して行うも

のであれば、両者は調査したり検討したりする中身がほとんど同じになるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○鈴鹿 結果的にそうなることはあり得ると思います。

●野田 わかりました。事後状況調査に関しては、大使館の草の根の職員の方がされるということですが、先ほどの効果検証プログラムに関しては、NGOがやることになっていると思います。要するに、同じ案件に対して同じような視点、調査項目から評価をするのであれば、それこそNGOと大使館の担当の方が合同で評価し、お互いに学びあいレッスンを得るほうが効果的・効率的であると考えます。いかがでしょうか。

○鈴鹿 将来的には、そのようなことはあるかもしれません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、目的はあくまでも大使館側がNGO連携無償資金協力の実際の効果の発動状況を、2～3年たった段階で調べて報告するというところにあって、それをもって、何らかの手を打たなければならないときには、こちらのほうからそのNGOをお願いをする、または、その大使館にその後のフォローアップをお願いするという形でその結果が活用されるわけであります。したがって、あくまでも、NGO連携無償資金協力の全体的な実施に責任を有する外務省が、その案件管理を行う必要上行っているプロセスであると。ただし、そのやり方、具体的な形態は、客観的なデータあるいは客観的なダイメンションに基づく必要があるので、我々はDAC5項目を基本にしている。したがって、結果的に形はよく似ているかもしれないということであります。

●野田 よくわかりました。いずれにしましても、外務省さんの大変なご尽力で、NGO強化の5か年計画の一環としてこういう効果検証プログラムができましたし、これはNGOのキャパシティビルディングに役立つのみならず、納税者、国民ないしは外務省に対するアカウントビリティの向上にも寄与します。さらにいえば、日本の国際協力の効果や効率性、透明性を高めるという点においては一致していると思いますので、将来的に、より適切な形でこの事後状況調査と効果検証プログラムが運用されることが可能なのではないかと、今の時点では申し上げておきます。

以上です。

○鈴鹿 この事後状況調査から得た結果を具体的に我々がどのように使うのかというところについて、ひょっとしたらご関心がおありなのかもしれない。多分、ご関心がおありなのでしょうねと思います。

具体的なケースを挙げてのご説明はなかなか難しいのですけれども、平たく言えば、常

識的にちゃんと運営していただいている限りは、私どもは何も申し上げません。この結果をもってどうこうということはありません。

これまで、平成14年度案件、15年度案件というように2年間やったのですけれども、その中で、詳細は申し上げませんが、フォローアップを要すると思われる案件が数件ありました。その案件は、それをそのまま放置しては、NGO連携無償資金協力の実施意義自体が、ひょっとしたら損なわれるかもしれないという程度の話です。そこにつきましては、事後状況調査で問題をディテクトして、さらに、場合によってはインスペクション・チームも派遣してさらに詳細な調査を行い、必要がある場合には、そのフォローアップを大使館あるいは実施したNGOにお願いするというようなことがありました。

もし、中身について、これは次の紙の説明の一環としてお話しする予定でしたけれども、その内容を私どもが一律に、一般的に発表するつもりはありません。ただし、その結果についてお知りになりたい場合には、個別적으로ご要請いただければ、その団体が行われたものについてのみお見せいたします。でも、その方が違う団体の事後状況調査結果を見たいとおっしゃっても、私どもはお見せいたしません。

●青木 目的及びフィードバックに関してはよく理解できました。ありがとうございます。

ただし、現場からすると、事業が終了してから2～3年経ってというところでは、事務所がずっとあるところもありますし、ないところもありますし、人が変わっている場合もあつたりします。そういうことも踏まえまして、手順といいますか、いつぐらいにやるのかということをごちら側も見据えておける、そしてまた、手順はどのように行うかということ、ある程度、お互いの共通理解として持つておくことは何の損もないと思いますので、ぜひその辺は簡単な覚書という形でよろしいと思いますので、一緒につくり上げていくことは可能でしょうか。

○鈴鹿 ご指摘の点は非常にごもつともなご指摘だと思います。すなわち、先ほど申し上げましたように、目的は、我々が案件管理を行う必要上、勝手に行うものであると言っておきながら、実は、実際に現地に赴くことになった場合には、山間部であるとか、遠隔の地でプロジェクトが実施された場合には、どこに赴いていいかわからないというところから困難に直面する場合があります。そこでは、いくらおれたちが自分の仕事を自分でやると言っても、これはNGOの皆様にお願ひし、NGOの皆様のご協力を仰がなければ、事後状況調査自体が不可能になるということ。これは当初から予測すべきであったとおっしゃられればまさにそうかもしれませんが、やってみたわかった問題であるわけです。か



つ、ご協力をいただく具体的な内容についても、地図を1枚書いていただくところから、例えば、住民に広く裨益することを目的としたプロジェクトである場合は、その裨益している人々のご意見をお伺いしなければいけない場合もあるかもしれない。こんなものは大使館の外部委嘱員が突然行ってできることでは全くないわけですし、事前に実施段階に可能な範囲でご協力いただいて、アンケート調査の準備をしていただく必要があることは当然で、今から思えば、大変なご苦勞といろいろなご心配をおかけしていたことが、ご指摘をいただいて非常によくわかりました。

そこで、次の6項目にわたるご質問についてのお答えを申し上げます。

まず、「覚書」と言われてしまうと、私どもにとって、「覚書」とか「了解覚書」というのは非常に特殊な意味を持つ言葉です。これは役所でもよく使うのですが、なので、言葉の使い方から来るちょっとした違和感があったかもしれません。例えば、事後状況調査を実施するに際して、具体的な手続きを双方が参照するためのガイドラインと言っていたら、私どもにとっては非常に通りがよくなります。そのような理解を「覚書」という言葉に込めて理解してよろしいものでしょうか。

●青木 はい。当初は、私どもも「ガイドライン」という言葉を使っていたのですが、そうすると、かなりかっちりとしたものかなというイメージがありまして、簡単に手順などを記録した覚書、お互いの共通理解のための覚書という程度でいいのかなと。この辺は言葉の定義の感覚の違いだったと思いますので、構わないと思います。

○鈴鹿 やはりここでも文化のエクステンションができたような感じがしますがけれども、私どもがこの「覚書」という言葉を聞くと、非常に重い言葉に思えます。ことによっては法的拘束力を有するようなものが覚書というものにはあります。それ以外の意味もありますけれども。

理解としては、よろしいわけですね。

●青木 はい。

○鈴鹿 わかりました。

それでは、まだ具体的な文書にはなっていませんけれども、6項目にわたっていただいたご質問について、これ一つ一つということではありませんけれども、大体、今、当方として考えていることを申し上げたいと思います。

まず、実施時期ですけれども、普通は、3月に各大使館に訓令を出します。それは、その次の年度に、実施されてから2年ないし3年を経た段階のNGO連携無償資金協力案件

について調査を行ってくださいという内容のものです。したがって、平成19年度というか、今年度の場合も同じように訓令電を打ちまして、対象案件は平成16年度に贈与契約を結んだ案件になります。

●大橋 全案件ですか。

○鈴鹿 基本的にはすべての案件をカバーしようと努力しますが、そこは、例えば大使館がない国で実施されているとか、そうではなくても、例えばその後の治安の悪化によってアクセス不可能なところになってしまったとか、行きたいけれども、実際問題として大使館の人手が十分に達しない場合には抜け落ちる場合もあります。しかし、基本的には全案件をカバーしようと思っております。

お願いしたい内容ですけれども、一概にこういうことについてお願いしますというものを事前に申し上げることはなかなか難しく、それはひとえに案件によります。例えば箱ものとの場合には所在地を聞いて、地図を1枚書いてもらって行くことはあり得ます。ところが、先ほども申し上げましたように、ソフトポーションが非常に大きくて、地域住民へのアドボカシー活動であるとか、それを通じた住民の活動となると、そもそも見るべき対象、目視できる対象がない場合もあります。そういった場合には、これは聞き取りによる調査が主になりますが、その場合には事前にご協力をお願いし、現地に連絡をしていただいて、現地の人々にも、このころにこういう人が来ますからお願いしますとお願いする必要があります。そうでないと、いきなりわけのわからない人間が来て、こいつはけしからんやつだと追い返されても何ですので、これはやはり事前にNGOの関係者をお願いする必要があります。

それから、例えばその国に常に常駐した事務所をお持ちの場合はこういうことをお願いできますけれども、NGOの皆さんによっては、その案件を実施した当初、あるいは、その後1年ぐらいは事務所を維持したけれども、もはや事務所はない、そこに全くプレゼンスがないという場合もあります。そうした場合には、できる範囲でさせていただきます。これはどちらかというと、大使館の物理的なリソース、能力、客観情勢によって制限される事項だろうと思います。

次に、具体的な経費負担の話です。この間、前回の連携推進委員会では、それをカバーする予算項目がないと申し上げました。これは事実です。当初、予期もしていなかったような事態が生じたので、予算には乗っていません。しかしながら、行政上、許されない費目の流用という則を侵さない範囲において、何とか既存の予算の範囲内で見れるもの

は見るようにしたいと思っております。例えば、その国に常駐するNGOの日本人職員あるいは現地職員の方に、サイトに事前に入っていただく、あるいは、動行していただくような場合には、それに見合う日当、これはひよっとしたら必ずしも満足のいくものではないかもしれませんが、日当の支給、日帰りでは無理なサイトによっては宿泊費の支給もあわせて検討させていただきたいと思えます。また、その方が通訳も兼ねる場合には、通常、一般的な案内よりも通訳のほうが単価が少し高いのは当たり前ですので、そうした現地の相場観を踏まえて、完璧ではないかもしれませんが、ひよっとしたら十分満足できる額ではないかもしれませんが、できる範囲で見させていただくように努力したいと思えます。

それから、車両について、途上国では、そういうサイトに行く場合には車両に乗って移動するのが当然ですので、これもまた予算の範囲内という前提がつきますけれども、独自に使われた場合には検討させていただきます。しかしながら、支障がない範囲において、大使館の職員が現地に赴く車両に同乗するなどの形によって、できる限り出費を抑える形でやるということです。

以上が、私どもが考えた対応のコアです。

それに照らして、「外務省に期待すること」という項目を一つ一つ、申し上げたところにはまるのか、はまらないのかということをチェックしていくと、ひよっとしたら全部とは言えないかもしれませんが、大体はまるということで、「外務省に期待すること」の項目については、そのような形で、資金の手当も含めてできる限りアコモデートできるのではなかろうかと思っております。

以上です。

◎高橋（秀） ありがとうございます。

この点に関して何かありますか。

●青木 それでは、これからガイドラインを作成していくという方向でよろしいでしょうか。

○鈴鹿 これまた「ガイドライン」の理解についての若干の意見の相違といいたいまいしょうか、思っていることの違いはあるようではありますが、いずれにしても、こういうNGOの皆様にも協力をお願いすべき内容、また、そこで発生した費用についてはどのようにすべきかということについては、おっしゃるとおり、本省と在外との間で意識を統一しておかなければいけない。そのためには、何らかの文書にするのが一番いい方法であろうということで、

そのようなものを、ガイドラインとするのか、手引とするのか、リファレンスとするのか、何でもいいのですが、そのようなものはつくっていきたいと思います。

◎高橋（秀） 今の点でよろしいでしょうか。

○鈴鹿 その内容は、お見せいたします。もちろんご覧いただけます。ただし、協働作業で一緒につくっていくという内容のものではないと思います。

●柚山 一つ質問です。これからそういったことで手引をつくられるということで、つくられた手引の中に、今、G I I / I D I のほうから出しているこの案の内容については、その手引の中にもテキストとしてきっちり反映されていくという理解でよろしいでしょうか。

○石原 担当者として、せっかくいい文書をいただいていますので、これをなるべく文言的には使って、在外公館に訓令を出すときに、具体的な言葉も含めて、この文言を使って、こういうことでやりなさいという指示を出します。その文書については、共通の理解のために、ホームページに載せるかどうかわかりませんが、皆さんにもお配りしたり、在外の事務所にも必ずそれを渡すようにということでやりたいと思います。

○鈴鹿 そのようなことですが、1点だけお断りしなければならないことがあります。これは予算関係です。私どもは、必要に応じて予算をもらえる体制にはなっていません。予算の額は決まっています。したがって、先ほど何度も申し上げましたけれども、あくまでも予算の範囲内ということは何にしてもついて回る話で、満足のいく額が得られないこともひょっとしたらあろうかと思いますが、可能な範囲で最大限の努力をいたしますので、その点だけは事前にご理解をいただきたいと思います。

○柚山 もう一つだけ。今、石原さんから、NGOの側からのコメントも踏まえて、それも含めて手引をつくられて、それを在外公館に訓令として出していく、そして、その際には、同じものをこちらにもいただけるというお話だったかと思いますが、そういったものが一旦形として出来上がったときに、例えば訓令を出す前にNGOに相談といいますか、それを見て一緒に話をする機会をいただけるとか、そういったことはいただけると理解しておいてよろしいでしょうか。

○鈴鹿 これはなかなか難しい議論であると思います。打つ前にお出しする、ご覧いただくという点はあるかなど。見ていただいて、あまりお気に召されないところがあって、それが我がほうにとっても、再考可能な場合には当然それに従うのは当たり前です。そのほうがスムーズに行くわけですから。でも、例えば予算関連のこととか、結構ハードな部

分については、お気に召さなくても致し方ない場合があります。その場合には、遺憾ながら応ずることはできないという事態はあり得ようかと思えます。

○石原 あと、実は、前回の連携推進委員会でそういうご意見が出たので、ちょっと気になって、ついでのような形で在外に、どういう形でやりましたか、NGOからクレームが来ましたかとかいうことも聞いてみたのですが、必ずしも全部のNGOからそのようなご意見はいただいている状況ですので、1回目はこのやり方でやってみて、さらにまだいろいろ不備な点があったときには、文書についてまた確認したりとかしたらいいのではないかと思います。

特定のことがもとになってこのような形で一般化する場合は、まず特定の事例がどういうものであるかをきちんと調査しないと議論が飛んでしまうと思えますので、今回はせっかくここまで働いていただいて、書くのは大変だったと思えますので、これを生かして訓令を出して進めたいと思えます。

●柚山 繰り返しになってしまうのですが、訓令のほうで取り上げていただけるということで、その点に関しましてはありがとうございます。

それで、先ほど青木さんから、お話の中でも言及していたと思えますが、外務省とNGOが一緒になってつくっていきたいとお話しました。これは、7月の第1回の連携推進委員会でも石井から話をしたと思えますし、今日も青木さんから話をしましたが、決して、チェックをしたい云々というよりも、むしろ、最終的に在外公館に出されるそういったものを、一緒にやっていきたいという、そういうニュアンスととらえていただければと思えます。予算のところをチェックするために見るとかいうのではなく。

そういったこともあって、ぜひ、一旦形として出来上がったときに、一度こちらで、連携推進委員会という枠組みが一番適切なのでしょうか、シェアしていただきたい、そういった意味合いです。

○鈴鹿 NGOの皆様の関心の方向性については、私どもも十分理解しております。

○寒川 要するに、NGOの方々の意見を全く踏まえないという意味ではなく、先ほど鈴鹿首席から申しあげましたように、経費の部分については、今言ったものが最大限で、それ以上のものは出せません。その点については、室内でいろいろ協議しながら、どの点は出せるのか、出せないのかを踏まえてやったものですから、それ以上の経費を要求されても、これはできません。従って、その範囲内で、我々としてはできるだけ協力しましょうという趣旨です。

出す前に見せてくれて言われて、見せるのは構わないのですが、この経費も入れてくれ、あの経費も入れてくれと言われても、それはできません。今、言ったことが最大限の経費です。

●青木 まず、先ほど石原さんから「クレーム」という言葉が出たのですけれども、私たちはクレームを申し上げているのではなくて、あくまでも円滑に進めるためにはどうしたらいいかということで、もう少し手順を明らかにしておくとか、その間でどのようにNGOと一緒に絡んでいったらもっと円滑になるのかという視点からのご提案ですので、多分、現場のほうからもクレームは上がっていないと思います。

それと、経費の話に集中してしまっているのですが、実は、手順というのは、この訓令が3月に出されてから、一方的に何月何日に行きますとかではなくて、例えば何か月間の期間を持って準備をすとか、事前聞き取り調査などに関してもある程度の時間をいただかないと、その団体、また、現場の年次計画があつてそれに則つて活動しているわけですから、そういうタイムフレーム的な意味も含めての手順ということを、もう少し事前に共通理解できているといいなということも含めてですので、よろしくをお願いします。

○寒川 それは、先ほども申しあげましたように、NGOからの要望も踏まえてということの意味に入ると我々としては理解しております。

◎高橋（秀） 今の点でほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今、相互にいろいろと確認させていただいた点で了解だと思っております。

最後になりましたが、閉会の挨拶を野田さんからお願いします。

●野田 ご紹介ありがとうございます。今日は長時間にわたって、大変有意義なご議論をありがとうございました。もう時間もだいぶ過ぎておりますし、私が何か話すと蛇足になってしまうので、一言だけ申し上げます。

この委員会とは直接関係ないのですが、私、先日、スリランカに行く機会がありました。スリランカというとコロンボプランの地ということでODAには非常にご縁が深いですし、特に我が国はサンフランシスコ条約のときにスリランカには大変お世話になりました。また、今回の訪問では大使館に大変お世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

大使館で意見交換をさせていただいたときに、一つ面白いお話を聞きましたが、今日の議論とも関連していると思いましたので、お礼の意味も込めて皆さんにもシェアしたいと思います。

ご存知のとおりスリランカは現在和平を巡って大変な状況にあります。が、その中で日本がどのようなスタンスをとって国際協力をされているか、他ドナーと比べたときのスタンスの違いは何かについての議論になったときに、非常に面白いことをおっしゃっていました。これはある方がおっしゃっていたのですが、日本のスタンスは、「観音アプローチ」であると。一つは、観音様というのは「音を観る」と書きますけれども、日本は現地のカウンターパートや特に弱い人々の声を一生懸命に聞く努力を日本はしてきたのでありそれが非常に評価されているということです。もう一つは、長期的かつ寛容の精神で支援を行い、短期的に、例えばちょっと当該国政府ないしはカウンターパートがまずいことがあったからといって援助を打ち切るのではなくて、持続的に取り組んでいくと。こうした姿勢がスリランカ国において日本がトップドナーとしてプレゼンスを発揮する上で高く評価されている理由だとおっしゃっていましたし、私も、スリランカの訪問を通じて、そのとおりだと共感しました。

そこで思うことは、まさに冒頭に大使が最初におっしゃいましたように、大変悲しいことではあるのですけれども、グローバリゼーションが進み、世界経済が流動化する中で、日本を含めて世界全体が必ずしも人々とくに弱者の声を聞に耳を傾けない、人間に対してやさしくない世の中になってきていると思います。こうした中で、地球社会の抱える諸課題に、寛容の精神長期的に取り組むことも大変なことではありますが、その意義は益々大きくなっているのではないかと思います。来年、わが国では、G8およびTICADという世界に向けて日本のメッセージを発する場を持つこととなります。そこで先ほどご紹介したスリランカにおける日本の国際協力のスタンス、つまり人間の安全保障の観点に立って、人々とくに弱者の声を聞き、寛容の精神で取り組む、人間にやさしい地球社会を国際協力をつうじてつくっていくのだということを、ぜひメッセージとして発信していければいいと思いますし、それはNGOとしても大事なことであり、ぜひ協働して取り組んでいきたいと考えております。

こうした、人間に優しい地球社会をつくっていく上で、NGOと外務省は長期的視点に立ち、かつ寛容の精神で連携して国際協力を進めて行くことが大切ではないかと考えています。確かに、今日の議論の中でありましたとおり、お互いに「これはいいことだ」と思っている、すぐには形にならないこともあるかもしれない。でも、大使が10年間、外務省とNGOの連携を見ていらして、かつては難しいと思われていたことも随分とできたこともあるとおっしゃっていました。この大使のご経験とご知見は大変重いものがあります。大使には、次の5年、10年もぜひがんばっていただきたいと思っておりますし、私もNGOとしても、外務省さんといっしょに、長期的な視点で寛容の精神を持って人にやさしい地球社会をつくための国際協力のアプローチ、つまり日本的アジア的なアプローチを世界に広めていければと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

◎高橋（秀） どうもありがとうございました。

すみません、予定より50分ほど超過しましたが、今日は、皆様方のご協力で大変実りある議論ができたと思っております。

次回の連携推進委員会に関しましては、また事務局との間で調整いたします。

本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時50分閉会